

熊谷市に転入されたときの手続

ようこそ熊谷市にお越しいただきました。熊谷市に転入されたときの主な手続のチェックリストです。

分類	種 類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
総合窓口	転入届 転入日から14日以内	必ず窓口での手続が必要 (本人又は同一世帯員、 代理人)	☐ 前住所の市区町村で発行した転出証明書 ☐ 個人番号カード（もしくは住基カード） ☐ 本人確認書類 ☐ (代理人の場合は) 委任状（又は代理人選任届） ※外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書が 必要です。 ※国外から転入された方は、入国日を確認できる書類 (パスポートなど) が転入者全員分必要です。	本庁舎1階 市民課 (内線229・ 269) 各行政センター
	印鑑登録	登録を希望する方 (本人又は代理人)	☐ 登録する印鑑 ☐ 本人確認書類 ※即日登録を希望の場合は、官公署発行の顔写真付本人 確認書類(運転免許証、パスポート、個人番号カード など) が必要です。 ※(代理人の場合は) 委任状(又は代理人選任届) 及び 代理人の印鑑が併せて必要となります。 (代理申請の場合は即日登録はできません)	
国民健康保険	国民健康保険 転入日から14日以内	国民健康保険に加入して いる(する必要がある) 方 ※病院や施設などの住所 地特例施設に転入でない 方	☐ 本人確認書類(個人番号カード等) ☐ 世帯主及び転入される方の個人番号が確認できる個人 番号カード等 ※新たに国保へ加入する方は、加入していた健康保険の 資格喪失証明書が必要です。 ※外国籍の方で、在留資格が『特定活動』の場合、パス ポート(指定書)が必要です。	本庁舎1階 保険年金課 (内線276・ 248・379) 各行政センター
		※前住所地で加入していた方は、転入届と併せて手続できます。		
後期高齢者医療	後期高齢者医療 転入日から14日以内	県外から転入された方 で、後期高齢者医療に加入 している方	☐ 前住所の市区町村で発行した後期高齢者医療負担区分 等証明書 ☐ 本人確認書類(個人番号カード等) ☐ (代理人の場合は) 委任状	本庁舎1階 保険年金課 (内線278・ 302) 各行政センター
		県内他市町村から転入さ れた方で、後期高齢者医 療に加入している方	☐ 前住所の市区町村で渡された後期高齢者医療被保険者 証のコピー ☐ 本人確認書類(個人番号カード等) ☐ (代理人の場合は) 委任状	
		※いずれも前住所地で加入していた方は、転入届と併せて手続できます。		

熊谷市に転入されたときの手続

ようこそ熊谷市にお越しいただきました。熊谷市に転入されたときの主な手続のチェックリストです。

分類	種 類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
国民年金	国民年金（加入者） 転入日から14日以内	国民年金第1号被保険者 任意加入被保険者	転入手続をすると年金登録住所も連動して変わりますので、原則手続不要です。ただし、届出が必要な場合もありますので詳しくは熊谷年金事務所へお問合せください。	本庁舎1階 保険年金課 （内線277） 各行政センター 熊谷年金事務所 （Tel.522-5012）
	国民年金（受給者） 転入日から14日以内	国民年金を受給している方		
赤ちゃん・子ども	児童手当 転出予定日（転出届に 記載の異動日）の翌日から 15日以内	中学3年生までの子ども を養育している方	☐ 個人番号カード ☐ 本人確認書類 ☐ 印鑑 ☐ 申請者（生計中心者）の金融機関口座番号（普通預金）が確認できるもの ☐ 前住所地での消滅日が記載された連絡票等 ※状況により、別途書類が必要となる場合がありますので、右記へお問合せください。 ※申請者が公務員の場合は、勤務先での手続になりますので、勤務先へお問合せください。	本庁舎4階 子ども課 （内線289・ 292・372・ 523） 各行政センター
	児童扶養手当	前住所地で児童扶養手当 を受給していた方 児童扶養手当の支給を希望する方	右記へお問合せください。	
	遺児手当	父もしくは母又は父母が ともに死亡している中学 3年生までの子どもを養 育している方	右記へお問合せください。	
	子ども医療費 転入日の翌日から 15日以内	高校3年生までの子ども を養育している方	☐ 本人確認書類 ☐ 申請者（子どもと同居の保護者）の金融機関口座番号（普通預金）が確認できるもの ☐ こどもの健康保険証	
	ひとり親家庭等医療費 転入日の翌日から 15日以内	ひとり親家庭等医療費の 支給を希望する又は受給 している方	右記へお問合せください。	
	子育て関連サービス	子育て関連サービスを利用 したい方	右記へお問合せください。	

熊谷市に転入されたときの手続

ようこそ熊谷市にお越しいただきました。熊谷市に転入されたときの主な手続のチェックリストです。

分類	種 類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
赤ちゃん・こども	妊婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査助成券	現在妊娠中の方	☐ 母子健康手帳 ☐ 前住所の市区町村で交付された妊婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査助成券	母子健康センター (TEL048-525-2722)
	妊婦歯科健康診査受診券	現在妊娠中の方	☐ 母子健康手帳 ☐ 前住所の市区町村で交付された妊婦歯科健康診査助成券（お持ちの方）	
	乳幼児健康診査	乳幼児健診の案内（乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診）	右記へお問合せください。	
	予防接種予診票の交付	熊谷市実施対象年齢内で未接種のこどもがいる方	☐ 母子健康手帳	
	養育医療	養育医療の給付を受けている方	☐ 個人番号が確認できる個人番号カード等 ☐ 本人確認書類 ☐ 養育医療意見書 ☐ 健康保険証・こども医療費受給資格者証 ☐ 印鑑 ※状況により、別途書類が必要となる可能性がありますので、右記へお問合せください。	
	赤ちゃん訪問	転入時、生後4か月未満のお子さんがある家庭	転入届出時「赤ちゃん訪問連絡票」を記入	
	保育所、認定こども園等 児童クラブ	施設に入所（入室）中の方、又は入所（入室）希望の方	右記へお問合せください。	本庁舎4階 保育課 （保育：内線433、570、 学童：内線296）
	私立幼稚園 認可外保育施設等	施設に入所（入室）中の方	幼児教育・保育の無償化（子育てのための施設等利用給付）の手続が必要となる場合がありますので、右記へお問合せください。	本庁舎4階 保育課 （内線433、570）
	就学援助費	経済的に困りの小・中学生のお子さんがある家庭	☐ 学生以下を除く世帯員全員の所得課税証明書（コピー不可） ※詳細は、右記へお問合せください。	本庁舎6階 教育総務課 （内線382）
	小学校・中学校の転校	市内の小学校・中学校へ転校する方	転入届の際に市民課窓口で転入学通知を発行します。転入学通知と、転入前の学校が発行した在学証明書と転学児童生徒教科用図書給与証明書を転校先の学校へ提出してください。	本庁舎6階 学校教育課 （内線385）
高齢者	介護保険	前住所地で介護保険被保険者証の交付を受けている方	右記へお問合せください。	本庁舎1階 長寿いきがい課 （内線217・451） 各行政センター
	転入日から14日以内	前住所地で要介護認定を受けている方	☐ 個人番号カード ※異動日から14日以内に手続を行うことで、前住所地で取得した要介護認定を6か月継続させることができます。（14日を経過すると継続ができないため、新たに新規申請が必要となります。）	
	高齢者福祉サービス	高齢者福祉サービスを利用したい方	右記へお問合せください。	本庁舎1階 長寿いきがい課 （内線272・280・290） 各行政センター

熊谷市に転入されたときの手続

ようこそ熊谷市にお越しいただきました。熊谷市に転入されたときの主な手続のチェックリストです。

分類	種 類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
障害者	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳の交付を受けている方	☐ 該当する手帳 ☐ 印鑑 ☐ 個人番号が確認できる個人番号カード等	本庁舎1階 障害福祉課 (内線287) 各行政センター
	重度心身障害者医療 転入日の翌日から 15日以内	重度心身障害者医療費 (障害者医療)の支給を受けている方	☐ 健康保険証 ☐ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ☐ 印鑑 ☐ 申請者の金融機関口座番号(普通預金)が確認できるもの ☐ 本人確認書類 ☐ 所得証明書 ※その他障害者関係の助成制度を受けている方は、右記へお問合せください。	
	特別児童扶養手当 転入日から14日以内	前住所地で特別児童扶養手当の交付を受けていた方	☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 印鑑 ☐ 個人番号が確認できる個人番号カード等 ☐ 本人確認書類 ※その他障害者関係の手当を受けている方は、右記へお問合せください。	
	障害福祉サービス	障害福祉サービスを利用したい方	右記へお問合せください。	
その他	飼い犬の転入届 (変更があったときから30日以内)	犬を飼われている方	☐ 転出市町村の鑑札 (紛失等で鑑札が無い場合は、再交付手数料1,600円) ※転出市町村の鑑札をお持ちの場合は、転入届と併せて総合窓口で手続できます	江南庁舎2階 環境推進課 (Tel536-1565) 妻沼行政センター地域振興係
	原動機付自転車 (125cc以下のバイク等)・小型特殊自動車	原動機付自転車等を所有している方	☐ 廃車証明書	本庁舎2階 市民税課 (内線245)
	市税の口座振替	当市の市税を口座振替で納めたいとき	右記へお問合せください。	本庁舎2階 納税課 (内線257・258)
	農業集落排水施設	農業集落排水施設を使用する方又は使用人数の変更がある方	右記へお問合せください。	妻沼庁舎1階 農地整備課 (Tel588-9986)
	公共下水道	公共下水道を使用する方で、水道水以外の水を使用する方	右記へお問合せください。	水道庁舎1階 経営課 (Tel520-4132)
	水道	新たに水道を使用する方	右記へお問合せください。	水道庁舎1階 経営課 (Tel520-4132)

※各週月曜日、連休明け、3月下旬から4月上旬は、窓口が大変混雑いたします。

諸手続に相当時間がかかる場合もありますので御了承ください。

※熊谷市役所 Tel048-524-1111(代) 大里行政センター Tel0493-39-0311(代)
 妻沼行政センター Tel048-588-1321(代) 江南行政センター Tel048-536-1521(代)